

## 2 庶務諸給与事務

### (5) 管外旅費の支給事務の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																												
健康医療部 保健医療室地域保健感 染症課 薬務課（2件） 食の安全推進課	<p>               ≪健康医療部 保健医療室地域保健感染症課・薬務課・食の安全推進課≫                管外旅費の精算手続が遅延しているものが5件あり、大阪府財務規則第47条の規定に違反している。             </p> <table border="1" data-bbox="552 598 1418 1203"> <thead> <tr> <th>室課名</th> <th>出張の目的</th> <th>出張日</th> <th>旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療室地域保健感染症課</td> <td>連絡調整 (厚生労働省)</td> <td>4月27日</td> <td>28,440円</td> </tr> <tr> <td>薬務課</td> <td>薬務関係業務 (永田町合同庁舎)</td> <td>1月23日</td> <td>28,020円</td> </tr> <tr> <td>薬務課</td> <td>薬務関係業務 (東京都庁)</td> <td>2月4日～同月5日</td> <td>36,800円</td> </tr> <tr> <td>食の安全推進課</td> <td>食品衛生業務 (厚生労働省)</td> <td>4月12日～同月13日</td> <td>37,120円</td> </tr> <tr> <td>食の安全推進課</td> <td>食品衛生業務 (麻布大学)</td> <td>5月17日～同月18日</td> <td>36,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>               なお、上記管外旅費については、すべて、概算払の額と精算額が一致しており、過払や支給不足は発生していなかった。             </p>	室課名	出張の目的	出張日	旅費	保健医療室地域保健感染症課	連絡調整 (厚生労働省)	4月27日	28,440円	薬務課	薬務関係業務 (永田町合同庁舎)	1月23日	28,020円	薬務課	薬務関係業務 (東京都庁)	2月4日～同月5日	36,800円	食の安全推進課	食品衛生業務 (厚生労働省)	4月12日～同月13日	37,120円	食の安全推進課	食品衛生業務 (麻布大学)	5月17日～同月18日	36,800円	<p>               職員の業務管理及び旅費支給事務のチェック体制の強化を含め再発防止のための措置を講じられたい。             </p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p> <b>【大阪府財務規則】</b>                第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。             </p> </div>	<p>               ≪健康医療部保健医療室地域保健感染症課・薬務課・食の安全推進課≫                所属職員に、大阪府財務規則の規定を踏まえ、旅費の精算手続の適正な手続・留意点について周知徹底、注意喚起を図った。                また出張完了後、対象職員に精算手続を促すなど再発防止に努めている。             </p>				
室課名	出張の目的	出張日	旅費																												
保健医療室地域保健感染症課	連絡調整 (厚生労働省)	4月27日	28,440円																												
薬務課	薬務関係業務 (永田町合同庁舎)	1月23日	28,020円																												
薬務課	薬務関係業務 (東京都庁)	2月4日～同月5日	36,800円																												
食の安全推進課	食品衛生業務 (厚生労働省)	4月12日～同月13日	37,120円																												
食の安全推進課	食品衛生業務 (麻布大学)	5月17日～同月18日	36,800円																												
	<p>               ≪健康医療部薬務課≫                泊を伴う管外出張において、往路（閑散期）と復路（通常期）で特急料金が異なっていたが、往路（閑散期）の額を2倍して特急料金を算出し、旅費支出額が誤っているものがあった（200円の不足6件）。             </p> <table border="1" data-bbox="528 1516 1442 1854"> <thead> <tr> <th>職員名</th> <th>出張日</th> <th>特急料金 既支給額</th> <th>特急料金 正支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員A</td> <td>11月1日～2日</td> <td>10,680円</td> <td>10,880円</td> </tr> <tr> <td>職員B</td> <td>11月20日～22日</td> <td>4,180円</td> <td>4,380円</td> </tr> <tr> <td>職員C</td> <td>11月20日～22日</td> <td>4,180円</td> <td>4,380円</td> </tr> <tr> <td>職員D</td> <td>11月29日～30日</td> <td>10,680円</td> <td>10,880円</td> </tr> <tr> <td>職員E</td> <td>12月13日～14日</td> <td>10,680円</td> <td>10,880円</td> </tr> <tr> <td>職員F</td> <td>1月30日～2月1日</td> <td>10,680円</td> <td>10,880円</td> </tr> </tbody> </table>	職員名	出張日	特急料金 既支給額	特急料金 正支給額	職員A	11月1日～2日	10,680円	10,880円	職員B	11月20日～22日	4,180円	4,380円	職員C	11月20日～22日	4,180円	4,380円	職員D	11月29日～30日	10,680円	10,880円	職員E	12月13日～14日	10,680円	10,880円	職員F	1月30日～2月1日	10,680円	10,880円	<p>               管外旅費支出額が誤っていることから、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の業務管理及び旅費支給事務のチェック体制の強化を含め再発防止のための措置を講じられたい。             </p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>               特急料金は、閑散期、通常期、繁忙期により料金が異なる（閑散期と通常期では200円の差がある）。                総務事務システム入力において、泊を伴う管外出張の場合、往路、復路それぞれ入力する方法と往路分で入力し旅費調整する2つの方法がある。             </p> </div>	<p>               ≪健康医療部薬務課≫                6人の職員に対して、速やかに不足額を追給した。それとともに、往復で特急料金が異なる際の入力方法について周知した。所属職員全員に対し、同様の周知を行った。                また、職員入力の段階で誤っても、担当者、決裁関与者で確実に誤りが発見されるよう、制度や入力方法について、チェック体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。             </p>
職員名	出張日	特急料金 既支給額	特急料金 正支給額																												
職員A	11月1日～2日	10,680円	10,880円																												
職員B	11月20日～22日	4,180円	4,380円																												
職員C	11月20日～22日	4,180円	4,380円																												
職員D	11月29日～30日	10,680円	10,880円																												
職員E	12月13日～14日	10,680円	10,880円																												
職員F	1月30日～2月1日	10,680円	10,880円																												